

電波利用環境委員会報告 (案)

CISPR の審議状況及び
ハンブルク会議対処方針について

情報通信審議会 情報通信技術分科会
電波利用環境委員会
CISPR H 作業班

令和 8 年 7 月 24 日

目次

1	検討事項.....	1
2	委員会及び作業班の構成.....	1
3	検討経過.....	1
4	国際無線障害特別委員会（CISPR）について.....	1
5	CISPR 会議の開催概要等.....	3
6	総会対処方針.....	4
7	各小委員会における審議状況と対処方針.....	7
(1)	A 小委員会.....	7
(2)	B 小委員会.....	7
(3)	D 小委員会.....	7
(4)	F 小委員会.....	7
(5)	H 小委員会.....	7
(6)	I 小委員会.....	11
8	検討結果.....	12
別添		13
1	基本的な対処方針.....	13
2	総会対処方針.....	13
3	各小委員会における対処方針.....	13
(1)	A 小委員会.....	13
(2)	B 小委員会.....	13
(3)	D 小委員会.....	13
(4)	F 小委員会.....	13
(5)	H 小委員会.....	13
(6)	I 小委員会.....	13

（参考資料）CISPR 規格の制定手順

（別表 6）CISPR H 作業班 構成員

1 検討事項

電波利用環境委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）のうち「CISPR 会議 対処方針」について検討を行った。

2 委員会及び作業班の構成

委員会及び CISPR 各作業班の構成は別表 1～6 のとおりである。

3 検討経過

- (1) 第 26 回 CISPR A 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR A 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (2) 第 29 回 CISPR B 作業班（令和 8 年 7 月 22 日）
CISPR B 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (3) 第 10 回 CISPR D 作業班（令和 8 年 7 月 31 日）
CISPR D 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (4) 第 31 回 CISPR F 作業班（令和 8 年 7 月 28 日）
CISPR F 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (5) 第 21 回 CISPR H 作業班（令和 8 年 7 月 24 日）
CISPR H 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (6) 第 21 回 CISPR I 作業班（令和 8 年 7 月 29 日）
CISPR I 小委員会関係の対処方針について検討を行った。
- (7) 第●回 電波利用環境委員会（令和 8 年 8 月●日）
委員会報告及び報告の概要のとりまとめを行った。

4 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

(1) 国際無線障害特別委員会（CISPR）について

CISPR は、無線障害の原因となる各種機器からの不要電波（妨害波）に関し、その許容値と測定法を国際的に合意することによって国際貿易を促進することを目的として昭和 9 年に設立された組織であり、現在 IEC（国際電気標準会議）の特別委員会である。電波監理機関、大学・研究機関、産業界、試験機関、放送・通信事業者等からなる各国代表のほか、無線妨害の抑制に関心を持つ国際機関も構成員となっている。現在、構成国は 42 カ国（うち 15 カ国はオブザーバー）（注）である。

CISPR において策定された各規格は、以下のとおり国内規制に反映される。

機器の種類	規制法令等
高周波利用設備	電波法（型式制度・個別許可）【総務省】
家電・照明機器	電気用品安全法（法定検査・自己確認）【経済産業省】
医療機器	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（承認・認証）【厚生労働省】

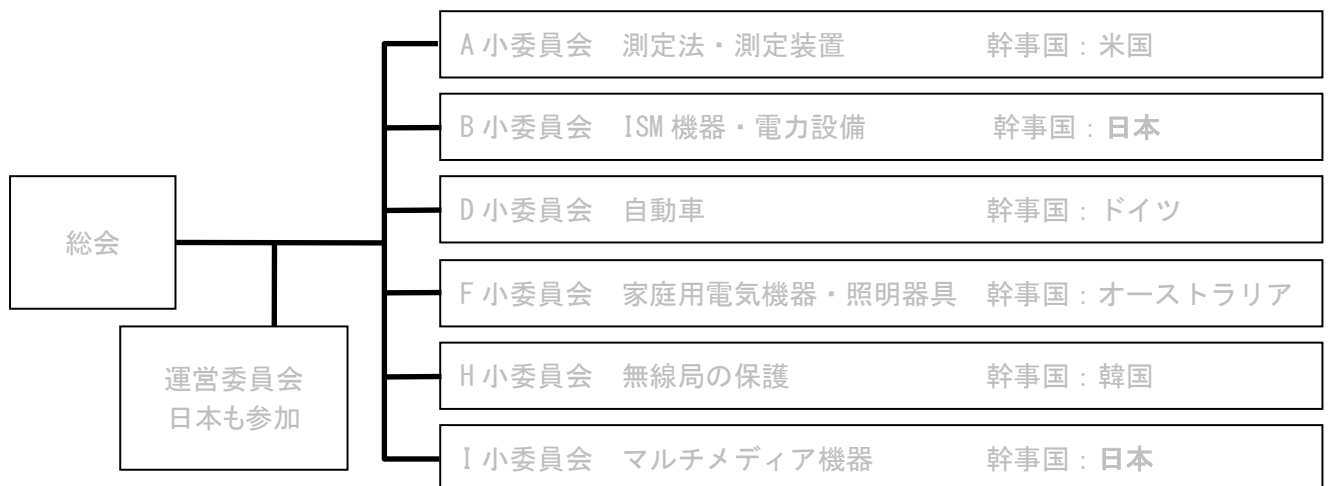
マルチメディア機器 VCCI 技術基準（自主規制）【VCCI 協会】

（注）オーストラリア、アゼルバイジャン、オーストリア、ベルギー、カナダ、中国、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イスラエル、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、タイ、英国、米国、（オブザーバー：ペルー、ブラジル、ブルガリア、ギリシャ、ハンガリー、インド、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ポーランド、セルビア、シンガポール、スロバキア、スペイン、ウクライナ）

(2) 組織

CISPR は、年 1 回開催される全体総会とその下に設置される 6 つの小委員会より構成される。さらに、全体総会の下には運営委員会が、各小委員会の下には作業班（WG）及びアドホックグループ（ahG）等が設置されている。

B 小委員会及び I 小委員会の幹事国は我が国が務めており、また、運営委員会のメンバに我が国の専門家も加わるなど、CISPR 運営において我が国は主要な役割を担っている。



ア B 小委員会及び I 小委員会の幹事

小委員会名	幹事及び幹事補	
B 小委員会	幹事 (Secretary)	河瀬 昇 (富士電機(株))
I 小委員会	幹事 (Secretary)	堀 和行 (ソニーグループ(株))
	幹事補 (Assistant Secretary)	雨宮 不二雄 ((一財)VCCI 協会)

イ 運営委員会への参加

委員会名	エキスパート
運営委員会	雨宮不二雄((一財)VCCI 協会)
	久保田文人((一財)テレコムエンジニアリングセンター)

5 CISPR 会議の開催概要等

(1) 開催概要

本年度の CISPR 会議は、令和 8 年 11 月 9 日から 11 月 20 日までの間、ドイツ ハンブルグにて開催される予定である。(D 小委員会については令和 8 年 10 月 6 日から 10 月 9 日までの間、米国 オースティンにて開催される予定である。)

我が国からは、総務省、研究機関、大学、試験機関及び工業会等から●名が参加する予定である。

(2) 基本的な対処方針

本年度の審議に際しては、無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 6 及び 7 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

6 総会対処方針

総会では、複数の小委員会に関連する事項について報告及び審議が行われる。現時点において CISPR から議題案は未着となっているところではあるが、過去の主な議題に倣い、同様の議論が行われればこれまでと同じ方向性で対処するものとし、その対処方針は以下のとおり。

(1) 40 GHz までの放射妨害波

令和元年の CISPR 上海会議において、40 GHz 帯までの基本測定法や許容値の導出については担当の A 小委員会、H 小委員会において検討が開始されているところ、総会では他の製品対応小委員会（B 小委員会、D 小委員会、F 小委員会、I 小委員会）に対しても進捗状況の報告を求めることが決定された。

これまで A 小委員会では我が国からは周波数上限を 43.5 GHz へ拡張する提案がなされ、測定法の開発が行われている。H 小委員会では 5G システム等の保護を目的とした 40 GHz までの許容値設定モデルの開発と許容値の共通エミッション規格への導入作業の開始が決定した。

A 小委員会では、43.5 GHz までの拡張について議論が行われているが、ahG 7 及び ahG 8 での審議結果が出されるまでは、40 GHz までを周波数上限とすることが決定されている。B 小委員会では 1-18 GHz の許容値のうち特に電子レンジに関して、今回の会議で修正が検討される予定である。D 小委員会では、43.5 GHz までの周波数上限の拡張は CISPR 12 第 8 版で議論し、第 7 版では 1 GHz のままとすることが合意されている。F 小委員会では 6 GHz まで拡張した CISPR 15 第 9.1 版が発行されている。I 小委員会では、引き続き A 及び H 小委員会の検討結果待ちの状況である。

今回の CISPR 総会でも各小委員会から検討状況が報告される予定である。A 小委員会では 40 GHz までのサイトやアンテナの校正法及び放射妨害波測定法等について引き続き検討が行われている。F 小委員会では CISPR 14-1 第 8 版に向けた改定作業において、1 GHz 超の放射妨害波測定に APD 法の導入が検討されている。H 小委員会では WG 8 の ahG 9 により作成された 40 GHz までの許容値モデルと許容値案をベースとして、共通エミッション規格 IEC 61000-6-3 に許容値を導入する作業が進められ CDV が発行される予定である。I 小委員会では、CISPR 32 第 3 版の最新の FDIS 案に、1 GHz から 6 GHz の放射妨害波に関して APD 測定法と許容値が反映されるとともに、同周波数帯の許容値の改定経緯が情動的付則 (Annex M) として追加された。

本件は、各製品群対応小委員会における今後の GHz 帯の放射妨害波測定法と許容値の検討に関連するため、今回の総会でも、関係する各小委員会で協調して対処する。

(2) 装置数の増加

現在の CISPR の許容値は数十年に渡って運用されてきており、十分な許容値であるとの意見がある。一方、現在の CISPR 許容値は、一つの妨害源から発出されるものに対するものとなっているが、妨害源になりうる電子機器の普及により、一定の環境の中で稼働する妨害源の密度が高まってきていることから、妨害源の考え方、許容値、測定法の見直しの要否についての意見があり、CISPR 全体としての長期課題となっている。

本件に対しては、過去 3 編の関連文書（CISPR/1446/DC、CISPR/1497/DC、CISPR/1514/INF）が発行されているが「CISPR の許容値は隣家より到来するエミッションに対する無線保護を目的に定められており、自家に存在する機器からのエミッションに対する保護を目的としたものではない」、「機器の使用者は自家の機器からのエミッションについては対策できるが、隣家の機器からのエミッションについては保護を必要とする」「CISPR は、今後は自家内での影響についても議論するのか、ゴールが曖昧である」との意見が出されている。

令和 5 年度の CISPR 総会后、装置数の増加による影響について検討を行うための作業班（WG）として CISPR/WG 4 が設立され、下記の 3 種類のカテゴリについて検討を行っていくこととなった。

- ① 異なる機種の増加による影響
- ② 同じ種類（メーカー等は異なる）の機種の増加による影響
- ③ 同じ機種（メーカー、型番が同一）の増加による影響

令和 5 年度の CISPR 総会では、CISPR/WG 4 の検討状況について報告が行われるとともに、CISPR/WG 4 が独自の文書を作成することが決定した。令和 6 年度の CISPR 総会では、CISPR TR 16-4-4 のパラメータを基に、「装置数の増加」に関連するパラメータや、全体の放射電界に与える影響からパラメータの見直しの必要性、また、装置間の距離・ケーブルの長さなど関係する他のパラメータについても検討中であることが報告された。

令和 7 年の CISPR ニューデリー会議では、WG 4 での活動状況と今後の活動計画について、報告書の骨子を決定し初稿完成に向けた作業を開始したこと、令和 8 年には測定やシミュレーションなどを踏まえて選定されたパラメータとシナリオの研究を継続すること、などが報告された。また、シミュレーションと実検証試験について、経験則に基づき、① OFCOM のシミュレーションプログラムに組み込み予定の電流プローブを用いてコモンモード妨害電流の増加による電界強度の変化を評価すること、② 放射妨害波測定を単一装置、その後複数装置で実施して、シミュレーションと測定値の相関関係を特定可能とすること、の試験計画を策定中であることが報告された。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

(3) 装置設置における迅速なエミッション確認法

令和 3 年の H 小委員会総会及び全体総会において、ノルウェー国内委員会（NC）より装置の設置前後の EMC 状態の評価のための簡便な測定法のガイダンスを含む技術報告書の作業を開始する提案があった。これに対し我が国は、CISPR 規格においては、以下の点についてコメントした。

- ・一般の機器の設置者が設置の前後でその電磁環境を評価することは要求していない。
- ・B 小委員会で規定する設置場所測定では、現在、測定法の規格を作成しているが、測定機器は CISPR 規格に適合する必要がある。

総会や運営委員会の議論を経て、A 小委員会（測定装置及び測定法）、B 小委員会（in situにおけるエミッション測定）、H 小委員会（許容値および共通エミッション規格）で JWG を組織（A 小委員会がこの JWG を主導）し、装置設置前後の迅速な EMC チェック（Rapid emission check）のためのガイダンスを提供するよう提案が行われた（CISPR/1476/DC）。JWG 発足は承認され（CISPR/1485/INF）、A 小委員会に JWG 9 が設置され、令和 5 年 7 月に第 1 回となる JWG 9 オスロ会議が

開催された。

オスロ会議では、「システム設置後の EMC 障害増加」、「設置者によるシステム EMC の確認必要性」について言及されており、欧州におけるシステム設置後のコンプライアンス遵守について、今後の法令化動向に注視する必要がある。

その後、以下の会議が開催され、システム設置後の測定法ガイダンスの TR 案が議論されている。

- ・ 第 1 回：オスロ会議 (令和 5 年 7 月 5 日-6 日)
- ・ 第 2 回：オンライン会議 (令和 5 年 10 月 7 日)
- ・ 第 3 回：オンライン会議 (令和 5 年 12 月 4 日)
- ・ 第 4 回：シドニー会議 (令和 6 年 2 月 19 日-20 日)
- ・ 第 5 回：ロンドン会議 (令和 6 年 6 月 25 日-26 日)
- ・ 第 6、7、8 回：Web 会議 (令和 6 年 10 月 2 日、10 月 9 日、11 月 26 日)
- ・ 第 9 回：リレサン会議 (令和 7 年 7 月 31 日、8 月 1 日)
- ・ 第 10 回：オンライン会議 (令和 7 年 11 月 25 日)
- ・ 第 11 回：オンライン会議 (令和 8 年 5 月 5 日)

我が国は、当初はプロジェクトの拙速な立ち上げには反対しており、JWG 発足にも反対したが、現在はエキスパートが参加して議論に積極的に参画している。

令和 6 年の会議では、A 小委員会に先立って JWG 9 のオンライン会議が開催され、装置の設置事業者が Rapid emission check に取り掛かるためのフローチャート、無線業務データベースなどの情報ソースなどに関する修正が CD 案に加えられた。我が国からは、伝導妨害波測定が必要となる電磁干渉事例について附則書案として提案し、CD 修正案へ採用されることとなった。

令和 6 年 10 月の A 小委員会（東京会議）では、放射測定と非侵襲性伝導測定に焦点を当てた CD 案が、CIS/A/1462/DC として令和 7 年 1 月 24 日に IEC 事務局より配布された。

本ガイダンスに対しては、B 小委員会 WG 7 に我が国から提案して設置場所測定法（CISPR 37 CD 文書）に採用されている Preliminary measurement method が盛り込まれる予定となっている。

また、第 9 回リレサン会議では、英国から本ガイダンスを TS 化する提案が行われたが、我が国から本ガイダンスは当初方針の TR 化を支持し、TS 化には反対する寄書を提出して、これに合意が得られている。

更に、第 10 回と第 11 回のオンライン会議では、・・・。

今回の CISPR 総会では、A 小委員会より第 10 回と第 11 回の会議の審議結果が報告される予定であり、JWG 9 の今後の活動の進め方について確認する。

本課題は太陽光発電システム等のエミッション測定において考慮すべき、「システム一体」としての EMC 評価法にも直結する課題であることから、我が国としても積極的に議論に参画し課題の明確化と方向づけに取り組む。

今回の総会では、我が国は次の基本方針で対処する。

7 各小委員会における審議状況と対処方針

(1) A 小委員会

(妨害波測定装置や妨害波測定法の基本規格を策定)

(2) B 小委員会

(ISM (工業・科学・医療) 機器、電力線及び電気鉄道等からの妨害波に関する規格を策定)

(3) D 小委員会

(自動車・モーターボートなどの妨害波に関する規格を策定)

(4) F 小委員会

(家庭用電気機器・照明機器等の妨害波に関する規格を策定)

(5) H 小委員会

(無線業務保護のための妨害波に関する規格を策定)

H 小委員会では、他の製品企画・製品群規格の対象とならない装置に対して適用されるエミッション共通規格を審議するとともに、全ての小委員会に関連する横断的な課題を扱っている。主な所掌は、共通エミッション規格である IEC 61000-6-3 (住宅環境)、IEC 61000-6-4 (工業環境)、及び IEC 61000-6-8 (商業・軽工業環境の業務用機器を対象) のメンテナンス、CISPR TR 16-4-4 (無線保護のための許容値設定モデル)、CISPR TR 16-4-6 (干渉苦情統計とフィールド測定)、CISPR TR 31 (無線業務に関するデータベースの様式と記載要領) のメンテナンス、他製品委員会からの提案に基づく妨害波許容値の根拠に関する審議である。この他には、共通エミッション規格への 40 GHz までの放射妨害波許容値導入の検討や、H 小委員会と 77A 小委員会との第 6 共同作業班 (SC-H + SC77 A/JWG 6) による、150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の検討が審議されている。それぞれの審議状況及び対処方針は以下のとおり。

ア 共通エミッション規格 IEC 61000-6-3 (住宅環境)、IEC 61000-6-4 (工業環境)、及び新規格 IEC 61000-6-8 (商業・軽工業環境) のメンテナンス

(ア) 審議状況

住宅環境を対象とした IEC 61000-6-3 第 4 版に向けた改定作業が優先して行われた。主な改定項目は下記の 4 点である。

A 全般事項 (第 1 フラグメント)

現行規格の CDV 投票の際に未処置であったコメントの反映、無線信号との IM (相互変調) を評価するための測定周波数範囲の拡大等や許容値適用条件などが対象である。

B 周波数 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値 (第 2 フラグメント)

JWG 6 で審議されてきた許容値案と情報的附則の導入が審議された。第 1 フラグメントと合わせて早期の規格発行を望むコメントが提出され、CDV 文書 (H/459/CDV) は反対票無しで可決された。

C 30 MHz 以下の磁界許容値 (第 3 フラグメント)

WPT 機能を持つ製品などに対して適用される規定と、対角線長 2 m 以上の装置等に対する情報的附則が含まれる。前者は、現行 CISPR 14-1 の許容値 (距離 3 m) および距離 10 m への換算許容値、後者については現行 CISPR 11 のクラス B 許容値 (距離 3 m) および 10 m への換算値が合意されており、これらを反映した CDV (H/507/CDV) が可決された。

令和 7 年 H 小委員会総会の議決により、上記第 1 から第 3 までのフラグメントを含む FDIS (H/547/FDIS) が令和 7 年 10 月 31 日に回付・可決され、令和 8 年 4 月に IS (第 4 版) として発行された。

D 公共直流電源網に接続される電源ポートに対する妨害波許容値 (第 4 フラグメント)

本件は技術的情報が少ないために進捗が遅く、令和 7 年 H 小委員会総会では、プロジェクトの作業期限を超えるためいったん中止となること、次回改定として検討されることが報告された。

その後、の H/WG 1 アムステルダム会議 (令和 7 年 10 月)、シンガポール会議 (令和 8 年 1 月)、オスロ会議 (令和 8 年 5 月) (いずれもハイブリッド形式) では、IEC 61000-6-3 の第 4 版 修正票 1 に向けた、6 GHz から 40 GHz までの許容値導入の議論が集中的に行われた他、IEC 61000-6-8 の第 1.1 版に向けた改定項目に関する Q 文書 (H/522/Q)、および、第 1、第 2 フラグメントの具体的内容に関する審議が進められた。

E LEO (低軌道) 周回衛星環境における共通エミッション規格

電波天文周波数委員会 (CRAF) のメンバーから LEO 衛星から電波天文用アレーアンテナへの干渉 (~300 MHz) について、衛星からの非意図的放射が原因とみられる旨の報告があり、低軌道衛星に関する、新たな共通エミッション規格として検討を行うこととなった。NP が回付されている。

(4) 対処方針

A 全般事項

IEC 61000-6-3 の第 4 版が発行されていることから、次回改定の第 4.1 版 (6~40 GHz までの許容値に特化)、および第 4.2 版、ならびに IEC 61000-6-8 第 1.1 版の改定項目の審議となる。具体的には無線機能付き製品の放射妨害波測定の詳細、反射箱測定・APD 測定における許容値、ローカル直流電源ポート妨害波に対する試験条件 (接続ケーブル長依存性) などである。各項目の優先度や進捗、両共通規格の適用条件の相違を考慮して対処する。

B 周波数 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の導入

IEC 61000-6-3 への導入は完了したことから、IEC 61000-6-8 第 1.1 版への導入に向けた作業となる。技術的内容は H/JWG 6 で審議されている。クラス A 相当の許容値が設定されることから、機器の動作環境や受信機への離隔距離などを考慮し有効な許容値となるように対処する。

C 30 MHz 以下の磁界許容値

本件も IEC 61000-6-3 への導入は完了したことから、IEC 61000-6-8 第 1.1 版への導入に向けた作業となる。クラス A 相当の許容値が設定される見込みである。周波数によっては近傍界磁界に対する許容値となることから、測定距離に対する許容値の換算法も議論される見込みである。動作環境、業務用機器としての動作寿命等、住宅用機器との相違を考慮して対処する。

D 公共直流電源供給用ポートに対する妨害波許容値

IEC 61000-6-3 第 4.2 版 および IEC61000-6-8 第 1.1 版に向けた作業である。許容値が提案された場合、その根拠について、公共用直流電源網とローカル直流電源網の相違、公共交流電源網との相違を考慮して検討する。

E LE0(低軌道)周回衛星環境における共通エミッション規格

我が国は衛星搭載機器へのエミッション要求による、衛星筐体からの妨害波放射抑制に対する有効性について疑義を提出している。実効性の高いエミッション規格とすることを念頭に対処する。

イ CISPR TR 16-4-4（無線保護のための許容値設定モデルの技術報告書）の改定
(7) 審議状況

この技術報告書（TR）は、無線保護のための許容値導出の根拠（考え方）を示した文書であり、各製品委員会が本文書を参照することで、各製品規格にて共通の根拠に基づく許容値を規定することを可能とするものである。H/WG 8 にて全面改定作業が行われ、令和 7 年 10 月に第 3 版が発行された。また、同モデルに基づく周波数 40 GHz までの許容値設定モデルと試算結果に基づき、共通エミッション規格への許容値導入のための CDV が回付される見込みである。また H/WG 1 において中国から、5G 保護のための許容値設定モデルの提案がされており、H/WG 8 にレビューが依頼されている。

(4) 対処方針

中国から提案された、5G 保護のための許容値設定モデルと許容値試算は、TR 16-4-4 第 2.2 版に基づいていることから、第 3 版との相違に留意して対応する。

ウ 150 kHz 以下の伝導妨害波許容値の検討

(7) 審議状況

住宅・商業・軽工業環境の共通エミッション規格に対し、77A 小委員会（SC 77A）が決定した電力系統用スマートメータの保護を目的とした 150 kHz 以下の伝導妨害波の両立性レベル（CL）に基づく許容値を導入するため、H 小委員会と SC 77A による第 6 共同作業班（SC-H + SC77 A/JWG 6）が組織された。

まず、住宅環境に対する共通エミッション規格（IEC 61000-6-3）への導入を目的として検討が行われ、項目ア(7)に記したとおり令和 8 年 4 月に発行された IEC 61000-6-3 第 4 版に収録された。現在 JWG 6 会議では、商業・軽工業環境の業務用装置に対する共通エミッション規格（IEC 61000-6-8）に導入すべき許容値案の審議が進められている。

(イ) 対処方針

JWG6 において審議された許容値案とその根拠について、機器の動作環境等を考慮して妥当性や適用条件を判断する。

エ 40 GHz までの放射妨害波

(ア) 審議状況

5G システム導入に伴う準ミリ波帯の利用増加や、電気・電子機器からの妨害波の高周波化などを背景として、6 GHz から 40 GHz までの放射妨害波の許容値の検討が開始され、H 小委員会 第 8 作業班 アドホックグループ 9 (ahG 9) で検討された許容値設定モデルおよび許容値試算結果をベースとして、共通エミッション規格へ反映する作業が H 小委員会 WG 1 で進められた。

ahG 9 の当初任務は完了したが、電波暗室試験に加え、新たに反射箱を用いた許容値設定の検討を行うことが提案され、ahG 9 の所掌に追加され審議予定である。

令和 7 年の H 小委員会総会では、本件を IEC 61000-6-3 第 4 版 修正票 1 の審議事項とすることを議決した。さらにその後の H/WG 1 において、緊急性から本件単独で改定を進めることとなり、CD を経由せずに CDV が回付される予定である（ハングルク会議は投票期間となる可能性あり）。上記許容値案は 5G 無線の使用周波数が無い 6～18 GHz は現行の 6 GHz までの許容値を延長し（FCC の許容値と整合）、18 GHz～40 GHz は H/WG 8 による許容値試算結果を採用することで H/WG 1 で合意されたものである。

(イ) 対処方針

我が国は上記許容値の試算やモデルに関して多くの寄与を行っている。早期規格化を目指して対処する。

オ 無線業務データベースの更新

(ア) 審議状況

ITU-R WP 6A から CISPR に対して提出された無線業務データベースの修正に関する意見（修正内容に従った場合、妨害波の許容値を大幅に低くするもの）に基づき、これまで ITU-R WP 6A とのやりとりが行われてきた。ITU-R WP 6A からの意見のうち、問題とならない変更箇所は H 小委員会での承認を得てデータベースが更新されている。一方、確認が必要な変更箇所については ITU-R WP 6A への再確認の結果、AM/FM 放送業務に関しては受信機雑音レベルを基準とした保護基準への変更が提案されている。現在、データベース記載データとの整合性について確認が行われている。

データベースの様式、記入方法を定めた CISPR TR 31 については、第 3 版が令和 6 年 11 月に発行されたが、いくつかの修正点が指摘され、改定作業が再開される予定である。

(イ) 対処方針

放送業務の保護基準に関しては、無線業務データベースの記載事項に基づく計算方法を確認する。TR 31 の改定に関しては、前回改定時の DTR へ我が国から提出したコメントに基づき対処する。

(6) I 小委員会

(情報技術装置・マルチメディア機器及び放送受信機の妨害波に関する規格及びイミュニティに関する規格を策定)

8 検討結果

電気通信技術審議会諮問第 3 号「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」のうち「CISPR 会議 対処方針」について、別添のとおり答申（案）を取りまとめた。

諮問第 3 号

「国際無線障害特別委員会（CISPR）の諸規格について」（昭和 63 年 9 月 26 日諮問）
のうち「CISPR 会議 対処方針」（案）

1 基本的な対処方針

無線通信に対する各電気製品の妨害波の影響を総合的に勘案し、また我が国の利益と国際協調を考慮して、大局的に対処することとする。また、主な事項については、基本的に次項 2 から 3 に示す対処方針に従うこととするが、審議の状況に応じて、代表団長の指示に従い適宜対処する。

2 総会対処方針

< 6 における対処方針の結論部分のみ記載 >

3 各小委員会における対処方針

(1) A 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(2) B 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(3) D 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(4) F 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(5) H 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(6) I 小委員会

< 7 における対処方針部分のみ記載 >

(別表6)

CISPR H 作業班 構成員 名簿

(令和8年7月24日現在、敬称略、構成員は五十音順)

氏 名		主 要 現 職
主任	ごとう かおる 後藤 薫	(国研) 情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 室長
主任代理	あめみや ふじお 雨宮 不二雄	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
構 成 員	いのうえ ひろし 井上 博史	(一社) 日本電機工業会 技術戦略推進部
"	おさべ くにひろ 長部 邦 廣	(一財)VCCI 協会 技術アドバイザー
"	しまさき としき 島先 敏 貴	(一財)VCCI 協会 技術副部長
"	たかはし こういちろう 高橋 浩 一郎	日本放送協会 技術局 システムソリューションセンター 送受信ネットワークグループ チーフ・エンジニア
"	たかや かずひろ 高谷 和宏	NTT グリーン&フード(株) プラント部長
"	たじま きみひろ 田島 公 博	NTT アドバンステクノロジー(株) マテリアル&ナノテクノロジー・ビジネス本部環境ビジネス部門 EMC センタ 主席技師
"	とくだ まさみつ 徳田 正満	東京都市大学 名誉教授
"	ながの よしあき 永野 好昭	(一社) 電波産業会 研究開発本部電磁環境グループ 主任研究員
"	ひがしやま じゅんじ 東山 潤司	(株)NTT ドコモ 6G テック部 無線デバイス技術担当 担当課長
"	まえかわ やすのり 前川 恭 範	ダイキン工業(株) 滋賀製作所 空調生産本部 商品開発グループ
"	まつもと やすし 松本 泰	(国研) 情報通信研究機構 電磁波研究所 電磁波先進・基盤研究センター 電磁環境研究室 研究員
"	みつづか のぶゆき 三塚 展 幸	(一財)テレコムエンジニアリングセンター 松戸試験所電磁環境・較正事業本部電磁環境試験部 主任技師

(計14名)